

豊島区建設工事等の契約に係る競争入札参加資格 改正案における区内の事業者取扱基準の実施について

平成 22 年 6 月 16 日

総務部長決定

改正 平成 26 年 3 月 3 日

改正 平成 26 年 12 月 26 日

(趣旨)

第 1 条 この取扱基準の実施は、豊島区建設工事等の契約に係る競争入札参加資格における区内の事業者取扱基準（平成 22 年 6 月 16 日 総務部長決定。以下「基準」という。）第 8 条に基づき、区内の事業者として取扱いをするうえで必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この取扱基準の実施において使用する用語の意義は、基準において使用する用語の例による。

(取扱要件)

第 3 条 基準第 3 条第 1 項各号に規定する書類に基づく取扱要件の確認は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 豊島区に本店、支店、営業所等を有する届出書（別記第 1 号様式。以下「店舗届出書」という。）
- (2) 建設業の許可及び技術者に関する届出書（別記第 2 号様式。以下「許可等届出書」という。）
- (3) 基準第 3 条第 1 項第 3 号の支店、営業所等を設置した日を明らかにできる書類は、次のとおりとする。

ア 東京都内に事業所を有しないものが新たに区内に支店、営業所等を置いた場合は、法人設立・設置届出書（東京都都税条例施行規則第 32 号様式（乙）その 1）の写し又は東京都税事務所が発行する事業開始等申告書提出済証明書

イ 東京都内に事業所を有するものが新たに区内に支店、営業所等を設置した場合は、異動届出書（東京都都税条例施行規則第 32 号様式（乙）その 2）の写し又は東京都税事務所が発行する事業開始等申告書提出済証明書

- (4) 基準第 3 条第 1 項第 4 号の支店、営業所等の代理人名義で入札参加資格を有する業種に係る契約（官公署、民間）を締結し、履行を完了していることを明らかにできる書類は、支店、営業所等に置かれている代理人名義の契約書

の写しとし、必要に応じて工事完成後の写真の提出を求める。

(5) 基準第3条第1項第5号に規定する総務部長が必要と認める書類（以下「その他提出書類」という。）は、別表に定めるものとする。

2 基準第3条第3項に規定する取扱要件としての本店、支店、営業所等の実態の確認は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 本店、支店、営業所等の建物外部又は入口ドア等に看板を掲出し、独立した事務所としての形態を整えていること（他社と同居的な間仕切りのみの形態は、要件に該当しないものとし、本店、支店、営業所等と住宅を併用している場合は、本店、支店、営業所等の実態を調査のうえ総合的に判断する。）。

(2) 本店、支店、営業所等に営業活動を行い得る人的配置がなされていて、かつ、責任者が存在し常駐していること（人的配置がなく、かつ、配置人員が他の事務所等と兼務となっていて、実態調査時に不在の状態が2回以上確認された場合は、要件に該当しないものとする。）。

(3) 本店、支店、営業所等に登録業種に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号に規定する専任の技術者を常駐で配置していること。

(4) 本店、支店、営業所等に常時連絡がとれる体制となっていること（不在転送電話、取次ぎ要員又は連絡員のみを配置していると確認できた場合には、要件に該当しないものとする。）。

(5) 本店、支店、営業所等の公共料金（電気、ガス、水道、電話等）のその供給者への直近の支払いが本店又は支店、営業所等の標記でなされていること（本店、支店、営業所等と住宅を併用している場合は、本店、支店、営業所等の実態を調査のうえ総合的に判断する。）。

（実態調査）

第4条 基準第4条に規定する実態調査は、複数名で行うこととし、次に掲げる事項に留意し、実態調査時は、本店、支店、営業所等の関係者であることの確認を行い、了解を得てから調査を開始するものとする。

(1) 調査項目は、店舗届出書、許可等届出書及びその他提出書類（次号において「調査書類」という。）に記載された項目並びに第3条第2項の本店、支店、営業所等の実態の確認事項とすること。

(2) 調査書類の内容及び第3条第2項の本店、支店、営業所等の実態を客観的に確認するための調査であることを相手方へ説明すること。

(3) 調査の結果判断については、現場では言及しない。

(4) 調査の際、今後の発注を予告するなど公正を害する恐れのある入札に関する情報を漏洩しないこと。

(5) 専任技術者の常駐について、必ず氏名等を確認すること。

- 2 実態調査時の写真撮影は、人物が写らないよう行うこと。
- 3 実態調査を実施した場合は、その調査記録を作成し、保管するものとする。

(改善指導)

第 5 条 基準第 5 条第 1 項に規定する必要な改善指導は、改善指導通知書（別記第 3 号様式）による。

- 2 基準第 5 条第 1 項に規定する報告は、改善報告書（別記第 4 号様式）による。

(区内事業者の取扱い停止措置)

第 6 条 ①基準第 7 条第 1 項に規定する指名停止を重ねて受けた場合とは、1 回目の指名停止措置期間満了後、3 か年を経過するまでの間に、2 回目の指名停止措置要件に該当することとなったときとする。

- ②区内事業者の取扱い停止措置に係る事項は豊島区指名業者選定委員会において審議する。

附 則

この運用方針は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この運用方針は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。